

○美里町水道事業給水条例

平成18年1月1日

条例第176号

改正 平成24年10月5日条例第31号

平成25年12月24日条例第71号

令和元年6月20日条例第19号

令和元年9月11日条例第26号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金及び手数料（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）
- 第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、美里町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 美里町水道事業の給水区域は、美里町水道事業の設置等に関する条例（平成18年美里町条例第173号）第3条第2項に定めるところによる。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの

(2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消防用に使用する私設の消火栓

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、町長が必要と認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示す

ることができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第10条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。
ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) メーターの口径又は用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表に定める基本料金と水量料金の合計額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分として算定することができる。

3 町長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前2項の定例日を変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(月の中途に使用開始した場合等における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、1月分として算定する。

2 月の中途において給水管の口径又は用途を変更したときの料金は、その使用日数の多い給水管の口径又は用途により算定し、使用日数が等しいときは、変更後の給水管の口径又は用途により算定する。

3 水道の使用をやめた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。

(無届使用に対する認定)

第28条 前使用者の給水装置を無届使用した者は、前使用者に引き続いてこれを使用したものとみなす。

第29条 削除

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長が、必要があると認めたときは、この限りでない。

2 水道の使用をやめた場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき 13,000円

(2) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 2,000円

(3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 4,000円

(4) 第20条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 2,000円

(5) 第34条第2項の確認をするとき 1回につき 10,000円

(6) 諸証明書を交付するとき 1件につき 200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定

める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が、第9条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(家族等の行為に対する責任)

第37条 給水装置の利用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(過料)

第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不

正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第39条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第40条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の小牛田町水道事業給水条例（平成10年小牛田町条例第14号）又は南郷町水道事業給水条例（平成10年南郷町条例第3号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により

なされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 24 年 10 月 5 日条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の別表の規定は平成 25 年 5 月分として徴収する料金から、第 2 条の規定による改正後の別表の規定は平成 26 年 5 月分として徴収する料金から適用し、平成 25 年 4 月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日条例第 71 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 20 日条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の美里町水道事業給水条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金について適用し、同日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、同日以後最初に使用水量が算定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の美里町水道事業給水条例第 29 条第 1 項の規定により概算料金を前納して一時的に水道を使用している場合の当該概算料金の精算については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

- 5 新条例第 31 条第 6 号の規定は、施行日以後の申込みにより交付する諸証明書に係る手数料について適用する。

附 則（令和元年 9 月 11 日条例第 26 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 24 条関係）

区分			金額（1 月につき）
専用及び共用	基本料金 （口径別）	13 ミリメートル	1, 180 円
		20 ミリメートル	2, 540 円
		25 ミリメートル	4, 260 円
		30 ミリメートル	6, 870 円
		40 ミリメートル	13, 980 円
		50 ミリメートル	26, 330 円
		75 ミリメートル	72, 550 円
		100 ミリメートル	79, 500 円
		150 ミリメートル以上	町長が定める額
	基本料金	集会所用	500 円
水量料金 （1 立方メートルにつき）	専用及び	1 ～ 10 立方メートル	223. 3 円
	共用	11 立方メートル以上	231. 0 円
	臨時用	1 立方メートル以上	752. 4 円

備考 上記金額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税に相当する額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含む。